

1. 令和6年度の取組等について

令和6年度の取組等について

◆ 県市町村GX推進会議・実務者会議の検討状況

令和6年度は**県市町村GX推進会議（6月4日）**のほか、**実務者会議（全3回）**と**小規模意見交換会（全4回）**を開催。以下の4つを主なテーマとして情報共有や意見交換を実施した。

① 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

- 実行計画（区域施策編）策定に対する**取組意識の醸成**、**補助事業実施**により市町村の計画策定を促進。

② 環境と経済の好循環に資する再エネ導入施策の支援

- 県内市町村のほか、全国における**再エネ導入施策**について情報共有。
- **地域脱炭素化促進事業**の実施や**促進区域の設定等**について意見交換。

③ 自治体保有施設の脱炭素化

- **県有施設の脱炭素化**に向けた基本方針、進捗状況について情報提供。
- **脱炭素化推進事業債**の活用や各市町村における取組状況等（LED照明、EVの導入等）について情報共有。

④ 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

- 意見交換により、主として**県：産業向け**、**市町村：家庭向け**とする**棲分けの方向性**で支援を実施するほか、**事業の実施情報を共有**することで県と市町村が連携しながら取組を促進することとした。

令和6年度の取組等について

◆地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定数は、15市町村（R6.3）⇒23市町村（R7.3）に増加。

※赤字の市町は県の補助を活用。

市町村	策定年月	削減目標
（～R5.3）		
①盛岡市、②八幡平市、③紫波町、④久慈市、⑤大船渡市、⑥九戸村、⑦一関市、⑧滝沢市		
⑨釜石市	R5.10	▲55%
⑩一戸町	R5.11	▲57%
⑪田野畑村	R6.2	▲46%
⑫宮古市	R6.3	▲50%
⑬花巻市	R6.3	▲53%
⑭葛巻町	R6.3	▲46%
⑮普代村	R6.3	▲44%

8市町
増加
➡

市町村	策定年月	削減目標
①～⑮は同左		
⑯軽米町	R6.4	▲77%
⑰遠野市	R6.9	▲57%
⑱金ヶ崎町	R6.12	▲59%
⑲洋野町	R7.2	▲57%
⑳雫石町	R7.3	▲57%
㉑陸前高田市	R7.3	▲55%
㉒矢巾町	R7.3	▲46%
㉓岩泉町	R7.3	▲150% (ネット方式)

2. 令和7年度の県の取組等について

令和7年度の県の取組等について

令和7年度の県の市町村向け支援策及び市町村との連携取組等（実務者会議の主なテーマ等）は以下のとおり。

①地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

- 計画策定事業費補助の実施、策定状況の共有等。

②環境と経済の好循環の創出について

- 地域裨益協定の手引き等を活用した再エネ導入検討。
- 先行事例（再エネ導入施策、J-クレジットの活用等）の共有。
- 県と市町村による促進区域の共同設定の可能性検討。

③県と市町村の施策連携について

- 経済手法（補助事業等）における支援対象の棲分けによる事業者、家庭の脱炭素化支援。
- 経済手法、普及・啓発手法（イベント等）の情報共有、相互発信。

④第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直し

- 国の動向、県の取組の進捗等を踏まえた見直しの実施。

令和7年度の県の取組等について

◆地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

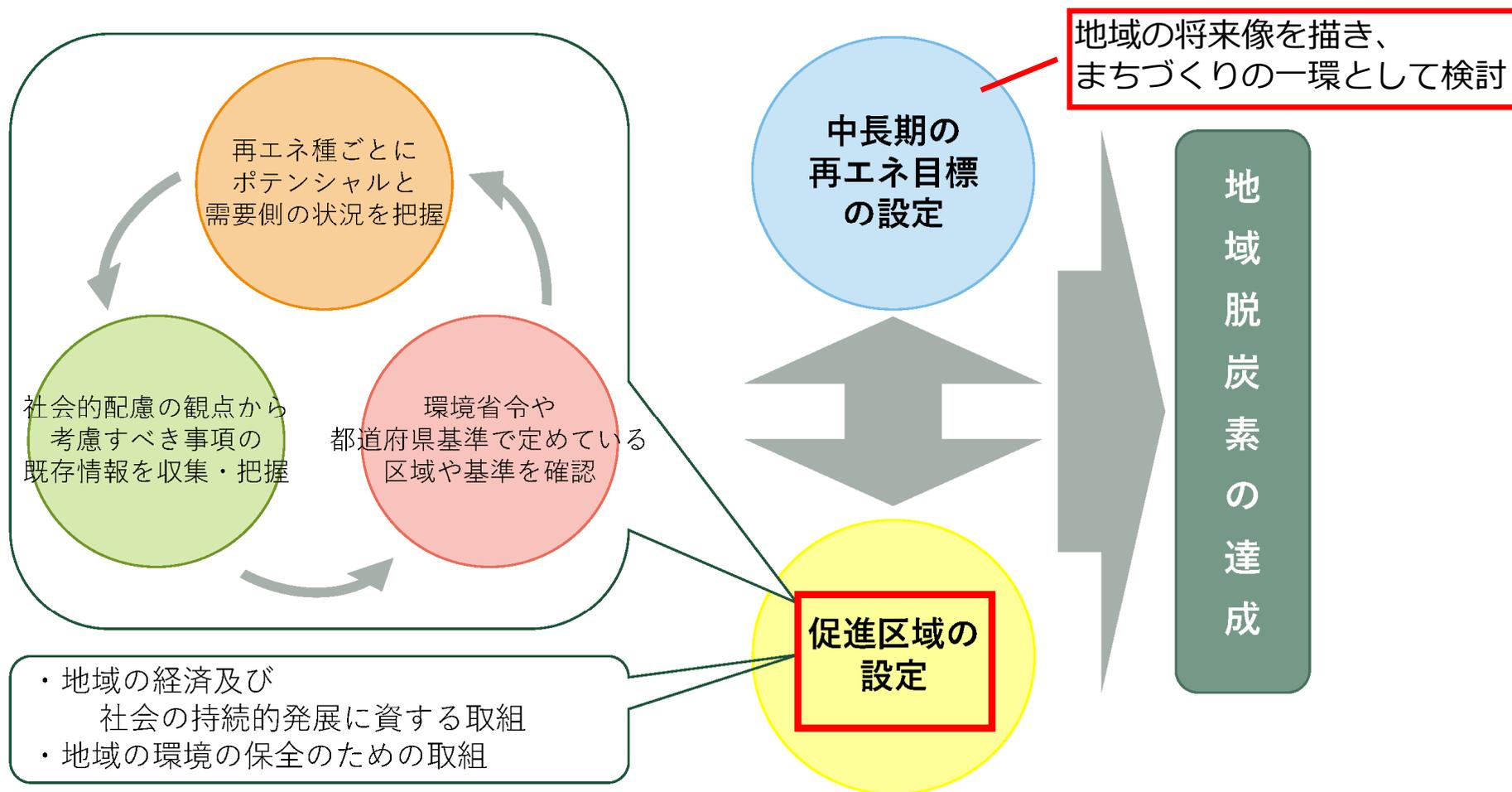
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に活用可能な県と国の補助事業は、次のとおり。

名称	内容
1. 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助 (県)	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象等：区域施策編等策定に係る委託費・ 補助率：2/3、上限4,000千円 ※令和7年度の公募〆切は5月23日
2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境省)	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象等：区域施策編等策定に要する経費 (第1号事業)・ 補助率：2/3 or 3/4、上限8,000千円 ※令和6年度(補正予算)及び令和7年度当初予算に基づく公募は〆切済(4月25日) ※今後の情報は随時実務者会議等で共有

令和7年度の県の取組等について

◆環境と経済の好循環の創出について：促進区域の設定検討

「促進区域」とは、市町村が「地球温暖化対策推進法（温対法）」に基づいて「地域と共生する再エネ」事業の導入を促進するために設定できる区域のこと。



令和7年度の県の取組等について

◆環境と経済の好循環の創出について：促進区域の設定検討

促進区域を設定することで、**地元関係者との合意形成・地域環境や地域資源の保全・地域社会や経済への貢献・環境保全への意思表示**等、多方面に渡るメリットを享受しながら再エネ導入を促進することができる。

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（**適地誘導**）は、**地域での合意形成**に大きく貢献。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



特に事業者への利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、**国土規制法（R7.4.1～）**



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、**農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等 **など**

令和7年度の県の取組等について

◆環境と経済の好循環の創出について：促進区域の設定検討

温対法の令和6年改正（施行：令和7年4月）により、市町村（単独・共同）に加えて、県と市町村が共同で促進区域を定めることができるようになった。

市町村と連携し、促進区域の共同設定の可能性を検討

1. 国の環境保全に係る基準 (促進区域設定に係る環境省令)	国	その他のエリア	考慮すべき 区域・事項	除外すべき 区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	考慮すべき 区域・事項	除外すべき 区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村 都道府県	<地方公共団体実行計画> 促進区域・ 地域の環境の保全のための取組等		・協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化 促進施設の整備		
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	市町村 都道府県	地域の環境の 保全のための 取組	地域の脱炭素化 のための取組 地域の経済及び 社会の持続的発 展に資する取組	・協議会等での協議 ・許認可の一括手続 ・アセス配慮書省略

促進区域の設定に都道府県が関与することで、市町村間の調整等が円滑に行われ、より広域的な観点から促進区域の設定が行われることが期待される。

令和7年度の県の取組等について

◆県と市町村の施策連携について

支援施策については、**県が産業向け、市町村が家庭向け**とそれぞれの分野で施策を充実させており、引き続き、相互に棲分けや補完をしながら支援施策を展開する。

また、支援施策のほか、情報・啓発施策（環境イベント等）の実施情報も共有し、**県と市町村が連携して県全体の脱炭素化を促進**する。

（参考：令和6年度における支援施策）

	産業向け	家庭向け
県	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー対策事業費補助・EV等導入事業費補助・EV等普及促進事業費補助・再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金・自家消費型太陽光発電設備設置事業	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー住宅建設推進事業費補助金・住みたい岩手の家づくり促進事業・木づかい住宅普及促進事業
市町村	<ul style="list-style-type: none">・断熱改修等リフォーム・省エネ設備導入・更新等・EV導入支援・太陽光発電設備導入支援・蓄電設備導入支援	<ul style="list-style-type: none">・断熱改修等リフォーム・省エネ設備導入・更新等・EV導入支援・太陽光発電設備導入支援・蓄電設備導入支援・ペレットストーブ、薪ストーブ等導入支援

令和7年度の県の取組等について

◆第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直し

計画期間の中間年である令和7年度に**第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直し**を実施。

1 概要等

- (1) 計画期間は令和3（2021）年～令和12（2030）年の10か年
- (2) 令和5（2023）年3月に国の目標値の変更等に合わせて改訂を実施
- (3) 令和7（2025）年は計画期間の中間年であるため、指標や施策の達成状況、今後の温室効果ガスの排出量の推移や地球温暖化対策に関する国内外の動向、国のエネルギー政策の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しを実施。

2 スケジュール（予定）

- ・令和7年 6月～9月 岩手県環境審議会等
- ・令和7年 11月～12月 パブリック・コメント、地域説明会
- ・令和8年 2月 県議会2月定例会
- ・令和8年 3月 計画改訂

※随時、実務者会議等を通じて意見を伺うもの。